

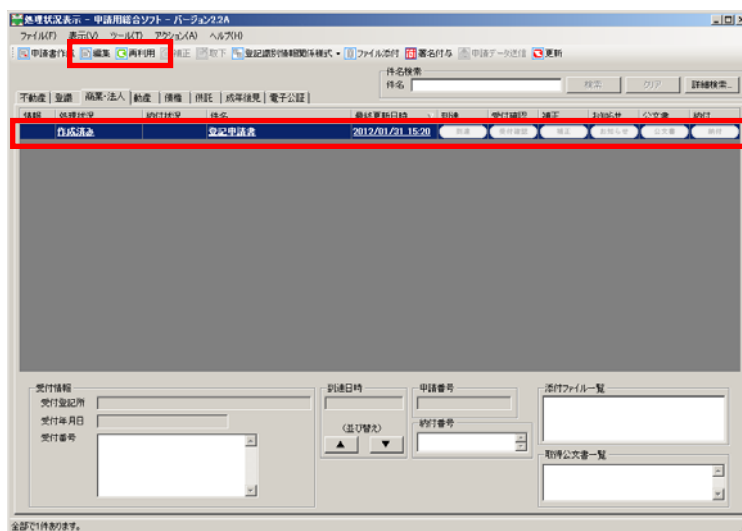
様式の最新化について

旧様式で商業・法人登記の申請書様式（交付請求書、登記申請書、登記嘱託書及び登記事項提出書）（以下「申請書等」といいます。）を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

- (1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書等を選択し、「編集」又は「再利用」をクリックします。

※ 「編集」は、選択した申請書等に上書き保存されます。
「再利用」は選択した申請書等とは別に、新たに申請書等が作成されます。



- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書等の様式に変換します。



- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。



(4) なお、対象となる商業・法人登記の申請書等は、以下のとおりです。

ア 交付請求書

- ① 交付請求書（登記事項証明書）
- ② 交付請求書（印鑑／登記事項証明書）
- ③ 交付請求書（債権概要記録事項証明書）
- ④ 交付請求書（動産概要記録事項証明書）

イ 登記申請書

- ① 登記申請書（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社
- ② 登記申請書（会社用）（支店の登記同時申請用）
- ③ 登記申請書（法人等用）：会社以外の法人、特定目的会社等
- ④ 登記申請書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）
- ⑤ 登記申請書（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人

ウ 登記嘱託書

- ① 登記嘱託書（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社
- ② 登記嘱託書（会社用）（支店の登記同時申請用）
- ③ 登記嘱託書（法人等用）：会社以外の法人、特定目的会社等
- ④ 登記嘱託書（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）
- ⑤ 登記嘱託書（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人

エ 登記すべき事項の事前提出書

- ① 登記事項提出書（登記申請用）（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社
- ② 登記事項提出書（登記申請用）（会社用）（支店の登記同時申請用）
- ③ 登記事項提出書（登記申請用）（法人等用）：会社以外の法人、特定目的会社等
- ④ 登記事項提出書（登記申請用）（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）
- ⑤ 登記事項提出書（登記申請用）（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人
- ⑥ 登記事項提出書（登記嘱託用）（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社
- ⑦ 登記事項提出書（登記嘱託用）（会社用）（支店の登記同時申請用）
- ⑧ 登記事項提出書（登記嘱託用）（法人等用）：会社以外の法人、特定目的会社等
- ⑨ 登記事項提出書（登記嘱託用）（法人等用）（従たる事務所等の登記同時申請用）
- ⑩ 登記事項提出書（登記嘱託用）（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人